

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和元年8月26日

規則11号

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例（平成19年3月29日条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第2条 所属長は、職員に条例第5条第2項の規定に基づく正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ずる場合には、あらかじめ勤務することを命じ、かつ、事後に勤務の状況を確認しなければならない。

2 所属長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間の上限)

第3条 所属長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する業務以外の業務に従事する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1か月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において従事する業務が次号に規定する業務からこの号に規定する業務となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、広域連合長が定める期間において広域連合長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い業務として任命権者が指定するものに従事する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月間の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月

2 所属長が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと所属長が認めるものをいう。以下にこの項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要があ

る場合については、同項（当該超えることになる時間に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。所属長定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として所属長が定める場合も、同様とする。

3 所属長は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間の上限に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。